

議 第 4 号

定額減税等の実施に伴う地方財源の確保等を  
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣  
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

政府は、国民の消費や投資の動きが力強さを欠く中、本年11月、足元の物価高から国民生活・事業活動を守るため、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を決定し、急激な物価高を乗り越えるための国民への還元や、賃上げの原資となる企業の稼ぐ力の強化を行うこととしている。

今回の物価対策では、燃料油等の激変緩和措置とともに、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するための新たな取組として、令和6年度の税制改正における課税世帯への所得税・個人住民税の定額減税や、非課税世帯への給付金の支給等、国民の所得を下支えする施策が盛り込まれている。

現在、地方税である個人住民税については、減収分を全額国費で補填する方針が示されているが、地方自治体においては、定額減税による財源の縮小や、減税・給付等の実施に伴う制度設計の複雑化に対して懸念があることから、地方において安定した行政サービスを維持するための支援が求められている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、総合経済対策における定額減税等を実施する上で、地方財源の確保と事務の円滑な実施を図るため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く求める。

- 1 個人住民税の減税による減収分については、地方特例交付金として確実に措置するとともに、所得税の減税についても、地方交付税の原資であることを踏まえ、その減収分については国の責任において確実に補填すること。
- 2 減税・給付等の制度設計については、事務の円滑かつ効果的な実施に向けて配慮するとともに、システム改修費や人件費等、地方自治体に新たな経費が発生する場合は、国の責任において確実に財源を措置すること。